平成２２年（フ）第２１９号
愛知県蒲郡市形原町西中畑38番地３
破産者　石田明日美
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１５８号
京都市南区上鳥羽西浦町15―１　エクセレント373　４階406号室、住民票上の住所京都市伏見区深草下川原町32番地
破産者　明王産業こと　結城　俊之
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４２号
広島市佐伯区五日市町大字下河内95番地の３
破産者　曽根田　伸
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５号
長崎県長崎市坂本１丁目１番７号　サンコービル５―Ａ
破産者　渡邉比呂美（旧姓橋本）
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６８号
熊本県上益城郡山都町御所3062番地
破産者　吉岡　祐耕
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７００号
熊本市保田窪４丁目18番53号
破産者　望月安輝子
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２号
熊本県宇城市小川町南部田587番地１、開始決定時の住所:熊本県八代郡氷川町新田489番地
破産者　八間川秀一
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第６３７号
宮崎市清武町船引780番地１　パトリエ正手215号
破産者　永山　義文
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４３号
宮崎市大字浮田1395番地
破産者　松浦　正敬
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２７６号
千葉県袖ケ浦市今井１丁目25番地７
破産者　小澤　幸雄
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７７号
千葉県袖ケ浦市今井１丁目25番地７
破産者　小澤　久子
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９３号
仙台市若林区大和町５丁目11番40―1312号、申立時の住所仙台市泉区鶴が丘１丁目14番地の６
破産者　佐藤　孝子
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
福井県あわら市上番40―１―15、住民票上の住所新潟県長岡市神田町２丁目２番地２
破産者　川端　弘之
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
福井県大野市清瀧133号28番地１
破産者　東　　英一
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
福井県福井市上天下町第19号５番地、破産申立時の住所福井市花堂北２丁目５番11号
破産者　谷村　　温
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
長野県塩尻市大字塩尻町709番地１
破産者　伊藤　　陽
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９０号
静岡市駿河区高松2455―４オーシャンヒルズ302号、住民票上の住所静岡市葵区城東町24番20号
破産者　**藏**　　和敏
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部